

※この用紙は申請書ですので、ご記入の上、必要な添付書類と一緒に提出してください。

同居承認申請に必要な書類

※以下の1～5の全てと、ア～エのうち該当する添付資料を提出すること

添付書類		特記事項
1	現在の世帯全員の住民票	○続柄および筆頭者の記載がある住民票を提出してください。 ○外国籍の方は国籍、在留資格、在留期間（特別永住者を除く）の記載が必要です。
2	同居しようとする者の住民票	○続柄および筆頭者の記載がある住民票を提出してください。 ○外国籍の方は国籍、在留資格、在留期間（特別永住者を除く）の記載が必要です。
3	戸籍謄本	○親族関係を確認する上で必要になります（名義人と同居しようとする者の続柄を証明する書類）。
4	市区町村の発行する最新の所得証明書または生活保護証明書	○本申請と同年度の収入申告において所得証明書を提出済み場合、再度の提出は不要です。 ○18歳以上の世帯員全員必要です。なお、18歳に到達後最初の3月31日までにある未就労の高校生を除きます。 ○生活保護証明書は管轄の福祉事務所が発行しています。
5	同意書	○「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」規定する暴力団員に該当しないことを警察に照会します。

該当事由	添付書類	備考
ア 給与所得の減少	①（1～5月においては）源泉徴収票の提出が必要です。 ②前年1月2日以降に就職（転職）した場合、勤務証明書が必要です。 ③前年1月2日以降に雇用形態の変更があった場合には、②に加え「労働条件通知書の写しまたは雇用契約書の写しのいずれか」も必要です。	源泉徴収票が手書きの場合は、会社の押印が必要です。 ①の場合、同居予定者は提出が必要です。また、収入が著しく減少した場合に提出します。 ②、③の場合には提出が必要です。
イ 事業所得の減少	①（1～5月においては）確定申告書の写しの提出が必要です。 ②前年1月2日以降に開業した場合、事業申告書と開業届の控えも必要です。	①収入が著しく減少した場合に提出します。 ②の場合には提出が必要です。
ウ 退職	○退職の場合は、「退職証明書、離職票の写し、雇用保険受給資格者証の写し、または源泉徴収票の写し（退職日記載あり）のうちいずれか」が必要です。なお、廃業の場合は、廃業届の写しが必要です。	
エ その他	○障害の手帳をお持ちの場合、その写しを添付してください。その他、控除を証する書類（源泉徴収票の写し、確定申告の控え、戸籍謄本等）を提出してください。	

その他（注意事項）

- ※ 家賃の未納がある場合は、申請手続きができませんので早急にお支払いください。
- ※ 同居しようとする者を含めて入居資格と同様の収入基準内であることが条件です。（収入基準を超過した場合は承認できません。）
- ※ 同居が承認されても、名義の承継については、同居が承認された日から1年以上経過しないとできません。